

りも、予想以上に、人員淘汰による合理化の推進ということが私は最近顕著になってきたと思うのです。そうしたしますと、当面労働省が雇用対策として立てておる内容についても、再検討しなきゃならぬ時期にきておるのではないか。合理化計画そのものが再検討の時期にきていると同時に、炭鉱労働者の雇用の問題についても、再検討しなきゃならぬ時期にきておるのではないか、こういう感じが実はいたすわけです。従って、経営者が単に合理化の方針に基づいて、自分勝手にその企業の都合だけによって人員を淘汰する、そのつどそのつど経営者の意思によつて人員が淘汰されるということについては、何らか政府が、雇用について積極的な施策を打ち出す反面、規制をするというか、計画性を持たせると、いうか、そういう措置が今日私は必要ではないかと思うわけです。たとえば一千二百名の解雇をするという場合に、これがなしくぎしに、しかも安定した雇用先があつて解雇をされるということになりますと、安定的な雇用転換ができるわけでありますけれども、しかしその当てがなくして、企業の都合だけで解雇をしてしまうということになると、これはやはり労働行政の面となると、私は大きな問題ではないらしいとも、私は大きな問題ではないかと思うのです。ですから、この際労働行政の立場からして、一歩踏み切つて計画的な雇用転換を考えていく、こういう積極的な施策というものが希望されるのではないか、私は私はこういふ見解を持っておるわけです。言うならば今の炭鉱の合理化というのは、もちろん千二百円のコスト・ダウンで非常に苦しい、だからというので山において

化をする。極端なもの言い方をするわけです。これは、いわゆる石炭企業間の競争が激化して、一つの企業が解雇をしていく、しかも機械化をして合理化をすると、極端なものの言い方をするといふ形で企業の合理化を進めている。こういうアンバランスがやはり炭鉱企業間においてあることも理解実なんです。そうすると、一方においては必然的に終廃、閉山になって、労働者が山からほうり出されてくるという面を考えますと、少なくともそれはやつていいける態勢にある企業、こういうものについては、やはり計画的にこの人員の問題については考えてみますと、少なくとも現行の、やつていいける計画的な転換といふことをやはり労働者自体においても積極的に考えるべきではないか。そのために必要があるならば、労働省として積極的に立法措置を講るべきではないか、こういう考え方立つわけですね。どうも、通産省で立てた合理化計画、それによってはじき出されてくるものをどうしようか、こういう消極的な立場に立つ場合に、少なくとも現時点においてある程度余力がある場合には、計画的にそれを雇用転換をはかっていく立場を私はとるべきじゃないかと思うのです。もちろん本人の希望でやめていくような場合もあるい

人が納得をしてやめていくような場面をもって、合、こういう場合には、私は現在でも問題がないと思うのです。あるいはなぜなら、たどりうる意思があるうとも、終盤に言えば、これはもう全労働者が必然的に離職する、こういう場合にはまた、見通しに立って合理化をしなければならないという場合に、一ぺんに千二百名から千二百名の大層解雇をする、あるいは一千、二割に及ぶそれとの企業の規模に基づいた解雇をする、という場合に、それは一ぺんに解雇をしなければならぬのかどうかということにならぬといふべきますと、私は非常に多くの問題があると思うわけです。そうなつて参りますと、やはりそういう場合には、労働者としては単なる行政というよりも、一步強めた形で、これらを計画的に雇用転換を考えていく、こういう施策が今日積極的に打ち出されなければならない時期にきておるとと思うのでございますが、この点の見解はどうでしょうか。

すまどもに やはり炭鉱経営者側に 対してもわれわれの方として事前に打ち合わせ、さらに、配転計画といふものについても、今後関係行政機関とも密接に連絡して、それが処理のできない問題にならぬよう善処しておきたいというふうに考えております。また今、直接そういう問題につきまして、先日石炭局の方からの政府に対する申し入れにつきましても、そういう事情も一部聞いておりますので、至急労働省としても態度を検討し、そうして積極的に今後配転計画ができるようにはじめに善処していきたいというふうに考えております。

人が希望でやめるとか、あるいは企業が努力してそのために雇用の転換をはかるという場合を除いて、大量解雇の場合、たとえば一割以上の解雇をする、三百人おれば三十名、五千人おれば五百名以上の解雇をするという場合には、政府もあれだけの対策を立ておるのであるから、事前にやはりそれを労働省は労働省で検討する、そしてそれが十分理由があるとすれば、これに計画的に雇用転換をはかっていくといふことを考えていく、ここまでいかなければ私は十分でないと思うのです。少なくともヨーロッパの炭鉱で合理化を行なう場合、労働者が淘汰されてしまう場合には、そういう一つの水路といふものを切り開いてスムーズに転換されるという措置を講じておると思うのです。ですから單に打ち合わせをしておるというだけではなくて、それを行なう一つの制度化した形で、この合理化が終わるまでの一定期間、そういうような点について労働者が納得のできるよう、しかも安心して働くことができるような体制にすることが必要ではないか、こう思うのです。というのも、ぼいと何千名と首切られることはことになると、残っている労働者は安心して働くわけです。やめる場合に転換できるのだ、そうなると、効率的に転換できるのだ、そうなると、効率的

ている者は安心しておれるわけです。われわれは、首を切ってはいかぬということを言っているのではないのです。そこまでやはり今回は措置をとるべきではないか。そういう措置をとるにすれば、特別立法の必要があると私は思うのです。こういう集中豪雨的に大量解雇する場合には、炭鉱の企業合理化のような場合には、こういう態度が大事だと思うのです。これは石炭局長にも伺つておきたいと思いますが、そういう場合には、残っている労働者も、あまりトラブルも起こさないで、安心して働いておれる。転換する場合には漸次計画的に転換される、まあそういう悲惨な状態にはならぬという感じがあれば、私は労働者というものは安心して、石炭産業の生産性の向上のために大いに努力できると思うのです。こういう見解について石炭局と労働省からお伺いしたいと思うのです。

続けるなり、あるいは政府としても、もっと職場転換のできるような職場の造成について、炭鉱会社みずからが職場を考えていくことを勧奨いたしておられます。たとえば産炭地域振興事業団でお話がございましたが、これの融資機能を、これは今予算は少ないのでですが、これをもつとふやして炭鉱会社みずからが職場転換の職場をむしろ積極的に造成していくという余地がないぶあるんじゃないか。今まで関連企業、財閥関係の関連会社に主としてやっておりましたが、これもやはり限度がございますので、そういう面の措置が必要なんじゃないかというところで、今それを勧奨し、大いに相談を進めておりますが、やはり基本は労使間の問題でございまますので、そこにおいてできるだけ話し合いをして、就職のあっせんに努力する。政府としても、その労使間の問題に直接入るということは不適当でございますので、回りから大いに応援していくという措置が、今日では妥当なんじゃないか。それからさらに、閉山するという場合も、いきなり閉山するということではなく、やはり三年先とか、そういうことがあらかじめ予見されます場合は、できるだけお互いにそういうことを話して、人間の減少というものがスムーズに――先ほど御指摘がありました三菱の上山田、方城は確かに閉山計画を繰り上げております。約六ヵ月程度繰り上げておりますが、上山田については千五百人の人間が昔おりましたが、現在は二百人程度に逐次減っておるということをございまして、やはりできるだけ一拳にそういうことをやらずに、閉山と

いうもののも就職あつせんと並行してスムーズにやっていくくと、いう措置が必要だと思います。なお十分ではございませんが、やはりそういうふうな行政指導を今日までもやっていますし、今後もやって参りたいと思っております。

○三治政府委員 今石炭局長から言われたのと同趣旨のことを考えております。そういう点について労働省も経営者側に強く働きかけるとともに、安定機関の足らざるところを協力してもらうという態勢をとっていきたいと思います。先日も石炭労務者の雇用対策につきまして、経営者側それからさらには一般の経営者を含めた協議会を作りますし、その実施の面につきまして今後さらに推進するとともに、やはり求人開拓について各産業界に働きかけて、計画的に採用部面を広げていこうといふようなことは話し合つておる次第であります。その点はやはり石炭産業から出るそういう離職者に対する産業界全体としての受け入れ態勢というものを、もう少し理解を深めて、しかもその吸収計画をできるだけ具体的に作つていこうじゃないか、これについては産業界は安定機関と協力して、それに積極的に援助をするようにPRをしていくとともに、行動にも移るというふうな空気が出てきましたので、これをさらに広げていきたい。やはり安定機関も全体として盛り上げていくという態勢で進んでいきたいというふうに考えております。

者が、問題は、現場で働いてある労働者にしてみれば、そういう行政指導をとつておるといつても、なかなか安心して生産に寄与するという態勢にはならぬわけです。個々の現場の労働者としては、そういう場合にはできるだけ努力をするのではなくて、計画的な努力でやるのだ、政府としてもそのためにかくかく措置をする、経営者もそういう政府の方針に基づいて、大量解雇の場合にはそういう考え方方に立つて準備をしていくのだということになると、相当労働者の定着性も増してくるでしょうし、安心して働くことができるでしょうし、そのことを通じて石炭の労使の安定ということはかかることがができるのではないか、こう私は思うわけなんです。ですから、そういう意味ではある程度歯どめが必要じゃないか。單なる行政指導ではなく、一步進めよっては計画的に転換をはかる、一定期間を限つて転換をスムーズにはかつていく、こういう方針というものが出来れば、現在働いておる労働者も安心して生産に寄与できると思うのです。ところが今、一生懸命働いて能率が上がる、五千五百万トンに抑えられている、従つて自分が能率を上げることは即自分たちのやめることを促進する。そこには雇用されている労働者の心理状態も、非常に不安定な状態にあるわけです。だからせめて、産業の問題は産業的に見て、石炭産業は不安定である。

業の問題として合理化を進めていかなければならぬわけですが、働いておる労働者にそういう精神的な安定性を与えて、そうしてスマートな雇用の転換をはかるということは、今日もう考えなければならないと思うのです。西ドイツのような場合には、初めから解雇については制限をして、政府が計画的に雇用転換をはかる、こういう態度をとつておるわけなんです。これは日本の炭鉱のような、年に何万人と首を切るような計画ではないわけです。それでも、そこまではっきりした政策をとつておるわけです。日本のようないきびしい銳角的な合理化をし、多くの労働者が首を切られるという場合においては、なお一そぞその必要性を特に痛感をするわけです。合理化計画がもう一步完成に近づきつつあるわけですから、全然海のものとも山のものともわからぬ状態ではないわけです。こういう事態においては、特にそういう点を明らかにする必要があるのではないか。ですから大量解雇については、単なる行政指導をするのではなくして、ある一つの審議会にかけて、そして一定期間の中で計画的に転換を進める。言うならば一つの解雇制限にもなるでしょう。こういう点について積極的に取り上げる意願がありますか。

For more information about the study, please contact Dr. Michael J. Hwang at (319) 356-4530 or via email at mhwang@uiowa.edu.

えてやつていいたいというふうに考えます。ドイツの解雇制限立法は、確かにおっしゃるようにあるわけなんですが、これでもやはり法律上の建前としては、最大限一ヶ月になつております。そういうことから考えてみて、たゞ立派してその二ヶ月をやつてみても、実質上そう一ヶ月使それから政府が協力してやれば、実質上そういう方向でできるんぢやないかというふうな考え方を現在私たちには持つておりまして、ドイツの解雇制限立法も、まだわれわれの方で十分研究しておりませんけれども、ドイツのいろいろな社会事情があってのことでありまして、やはり社会の進度または労働情勢というものがマッチしないと、法律やいろいろの具体的なものをきめてその運用ができるない。われわれとしてはもう少しそういうふうな部面について研究するともに、実効ある行政措置で処置していきたいというふうに考えておるわけあります。

て相當就職相談をやりました。それから家族状態、経験年数、年会費その他、そういう部面につきましての情報をお聞きいたしました。それで、配転計画について相当の協力をしてもらつてやつております。これをさらに円滑に進めていくことがあります。

○岡田(利)委員 それはやはり、事前に協議をしているとか指導しているとかといふことじゃないと思うのです。経営者が自分の意思でやつたしりぬくべきとしている。政治的に非常に大きめの問題になればなるほど、それがただ置かげずに、やらざるを得なかつたといふことだと思うのです。私はやはり事前に、少なくとも労働者が、大量解雇する場合には、その人員なり、仕方なり、経営者の考え方というものをつづり把握をされ、政府としてもこれに強力な指導ができる、こういう態勢でなければならぬと思うのです。いろいろ質問しますと、われわれが聞いても非常に耳ざわりのいい答弁をいただくわけなんですが、裏を返すと、実際何もやつておらぬというのが、私どもの考え方としては、実態ではないかと思うのです。ですから、これは経営者の意思だけではやつておらぬと思うのです。今石炭の各企業は、無制限に、自転車競走のように競争させ対しても行き過ぎはコントロールをする、こういうことでなければならぬと思うのです。今石炭の各企業は、無

は達成しなければならぬけれども、無限に競争させる段階じゃないと使う。ところが、今の場合には何ら規制的措置はないから、やるところは一方的でやっている。そうして条件の悪いところはなかなかやりにくい、そういうことでどんどん格差がついてくる。だから、苦しくなると第二会社におこす、労働条件を下げる、あるいは人を募り切って、安い労働者組を使う、いう無原則な体制に炭鉱労働者の雇用問題というものは置かれているわけですね。ですから、むしろ私は事前に労働省として、炭鉱労働者の首切りについては、出した者についてはしりぬぐいはするのであるが、政府としてもこれがだけの措置を講じておるのである、だから雇用のスムーズな転換について協力してもらいたい、それが行政指導でできなければ、私はやはり立法措置をとらざるを得ないと思うのです。そういう態度でなければ、幾ら行政指導ができるといつても実際これは不可能だとと思うのです。労使の間において結ばれた事前協議制あるいは労働契約だつて命令で、事情変更の原則によって、労働契約に基づいてその通り実行して得る、緊急避難である、こう言って経営者はやっておるのが実態なんです。ですから行政指導するとするならば、今の労働省としておのずとやり得る限りというものは私はあると思うのですが、局長がかわって新しい局長になられたのですが、やるとすればどの程度あなたの方の権限内でできるかと思います

○三治政委員 そういう言われるとな
なか困るわけですから、これは
はり経営者側のそういう配転計画に
いては、従来にも増しての協力がな
れば、安定機関だけでもなかなかでき
いと思います。そういう情勢について
は、やはり現在だんだん盛り上がり
つあると思います。また、そういう
との、配転の裏付けとなる予算措置
も、労働省としては非常に大胆にと
っているつもりでございますので、こ
をいま少し推進して、さらに、それ
もどうにもならぬという問題にな
ば別ですけれども、とにかく今まで
ない措置を一応とつて、これで私た
の方は、労働省としてはやっていきま
いというふうに考えて、何も対策を
とっていないということではなくて、從
来の処置に対して数倍ないしそれ以上
の対策をとっていると思うのです。
これをまずやってみるとこれが先決じや
ないかというのが、私の現在の立場でござ
ります。

は珍しい例なんです。その以外はほとんど企業合理化の問題なんです。しかも炭鉱は、労使の紛争を起こさしてはならぬ時期なんですね、非常に大事な時期なんです。そういう面からいっても、やはりもう一步進んで考えていい。もちろん政府としてはそのかわり、この点について、労働者労働組合に対しても、協力してほしいということを大胆に出してもいいのじゃないかと思うのですね。やはりそういう態度がなければ、合理化といふものは、むしろ紛争が起きて、逆に石炭産業の企業力が不安定になる。そのことを遂行するために逆にマイナス部面が非常に大きくなつて、実力行使、ストライキでも起きれば、今度は負債をかかえ、この赤字を処理するのに四苦八苦しなければならぬ、こういう悪循環が続いていくわけなんです。考へてもらいたいのは、ここなんですね。これは、この行政指導でできないわけでしょう。やるとすれば、法律的根拠が何もないわけですが、何かできる方法はありますか。たとえば援護法があるから援護法で、ある程度一部改正するなりしてもやる。首を切つた者は引き受けのだから、首を切る前に注文をつける、文句をつけるくらいの、そういうことも実際不可能じゃないですよ。御存じの通り、炭鉱労働者の雇用安定について、社会党としては法案も出しておるわけです、この点について労働省として、すでに国会に出されておるのですが、検討済みですか。

○三治政府委員 この炭鉱労働者の雇用安定に関する臨時措置法案につきま

しては、労働省として目下検討中でござります。その解雇前の事前の連絡、

それから円滑な配置転換ということになりますように、事業主側の協力を得るとともに、そういうものについて事前に計画を政府と協議し、そうしてできる限りそれを円滑に、スマーズにやれるよう指導していきたいというふうに考えております。それは現在のところでは、ことに大手につきましてはこれができるというふうに考えております。

○岡田(利)委員 ゼひこれは労働省として検討してもらいたいと思うわけですね。私はあらためて労働大臣にも出席を願つて、炭鉱労働者の雇用の問題について質問したいと思うのです。このことは當然やらなければならぬ時期にならば、やりきらなくてはいけません。ただ問題は、こういう趣旨のことは当然やらなければならぬ時期に来ているという、意見の一一致だけは見ることができるとと思うのです。ですから、そういう意味で一つ十分検討してもらつて、炭鉱のこれから雇用転換に対する一体どういうことが一番妥当なのか、合理化を進めていく重大的段階において、どういう方法が最も適切な方法なのかという点について私は見解を承りたいと思うのです。そこで特に今労働省と私の質問の中で、これは石炭局長にお聞きしておきたいのですが、石炭局としても合理化を達成するためには、労使の紛争が起きて、それがマイナスになる。そのことによって、企業が不安定になる。極端なもの言い方をすると、企業の継続もできないというふうなこともあります。こういうものを排除す

ることが、合理化政策を進める場合に最も大手だと思います。もう一步進めて言うならば、合理化を達成するまで労使の紛争を起こさぬというくらゐの私は措置をすべきだと思うのです。通産省としては、労使は紛争を起こさないで、合理化を終わるまではとにかく労使休戦してくれ、率直に言えば、そういう考え方ではないかと思うのです。そうすると、そういう点についての適切な施策というものが大事だと思うのです。合理化臨時措置法に人間問題については出でないわけですね。しかし合理化臨時措置法に流れるものは、人の問題が裏にはついているわけなんですから、この人の問題だけが全然法律的に放置されておるというところに、私は問題があると思うのです。だから、これは労働省だけではなく、合理的をスマーズに達成するため、通産省の立場としても、この点何らかの措置をすべき時期にきてるんじゃないかと思うのですが、この点どうで

しょう。いろいろ出ましたが、日本の現在の労使間がこういう現状になつておるといふことは、もちろん政府の施設もまた血を通わせて、経営者にもっと精神的な教育をする——非常におこがましいですが、そういった態度が必要だと思います。ただいまドイツの例が

あります。ただ問題は、こういう関係は、比較的年令の若い人はどんどん大きくなつたのではなくて、やはり相当な長い年月を経てこうしたことになつたのではないかと思うのですが、この点どうで

しょう。

○今井(博)政府委員 今日は今までのところは、比較的年令の若い人はどんどん大きくなつたのではなくて、やはり相当な長い年月を経てこうしたことになつたのではないかと思うのですが、この点どうで

ます。そういうものを一挙にしてこうなったのではなくて、やはり相当な長い年月を経てこうしたことになつたのではないかと思うのですが、この点どうで

ます。そういうことは、外國の制度を見習つてみても、日本の実情からするとなかなかうまくいかぬのじゃないか、現状ではやはり、現在の労使の協議の場といふものにもっと血を通わせるといふような措置が妥当じゃないか、それ方でいいとは思つておりません。これは行政指導をやる場合においても、もとときめのこまかいやり方をやる、またもっと積極的な助成もある必要があると考へております。今回の雇用奨励金制度も労働省の方で特に考へを願い、それからその他の措置についても、従來の対策を数歩進めて石炭

もあるようでございまして、経営者の例も、先ほど三菱の上山田、方城の例あげましたように、逐次人間を減らしていって、閉山の時期には非常に少

実例があるわけですよ。ですから政府はやはり、話し合いをさせるというこ

とはもちろん大前提であります、そこで意見の一致を見ない場合に、单に

仲裁機関である中労委にたよるのではなしに、合理化が達せられる期間といふものは、政府としてそういう場合についてはその意見を聞いて、この問題をスムーズに解決していく、こういうことは、私は現時点でもどうしてもやらなければならぬことではないかと思ひます。しかも実績から見ると、確かに私の調査でも、経営者は相当就職あっせんをしている。極端な中小を除いては、ずいぶん努力しつつある。それでも解決できない問題もあるでしょう。年令とかいろいろあるでしょう。そういう点については、納得できるものまで何も解雇するなと言つていいのではない。問題は、よりこれから先鏡化した状態が発生してくるので、労使が協議してできぬ場合には、政府の方針である合理化を達成するという立場で、一体どう措置するか。何かそれを審議して、第三者の意見を聞いて、それに従つてもらおうといふようなものを考へるか。これは今の行政指導だけではとてもできる問題ではないと思う。しかもまた、大量に解雇する場合には、二ヵ月なり三ヵ月なり前に届出をする、こういうものはやはりある程度制度化しなければ、行政指導だけでは、実際問題として、今の石炭局の陣容ではなかなかできるものではないと思う。こういう必要があるかないか。今の時点でこれはもう必要がないというなら、話は別ですが、必要があるけれどもなかなかむずかしいということになるかもしませんが、私は少なくとも必要があり、重大な問題として検討しなければならぬ事項ではないか、こ思ひますが、これは石炭局と労働省はどうですか。

○今井(博)政府委員 私は現状では、そういうものを制度的にチャックする、ことに法律的な措置を講じてそういうのを制度化するということは、日本の労使間の今までの慣行、長い歴史的な事情から見て、かえって実情に合わないのではないか、そう考えていう次第でございます。これはやはりいろいろ業者間の複雑な事情もありますし、やはり労使間の現在の協議会なり、そういうものに血を通わせるというためにはどういうふうにしたらいいかということをまず努力することが先決問題だ、そういうことによって私はそれは十分解決できる、実はこう考えておる次第でございまして、今日までのところは、もちろんそれはいろいろな例外もあるかもしれません、現在の経営者の精神的な啓蒙というものをわれわれとしても極力やりますし、現在の石炭鉱業の置かれている立場から考えまして、やはり職場転換といふのに極力努力をして、その方向で問題を解決していくということに、政府としてももっと大きな助成を考えていきたい、むしろその方向がそういう制度的な機関を作るということよりも実益があるものと考えております。

わけでございます。そういう点につきましては、われわれの方としても、新しい離職者対策をとったところでありますし、裏づけとなるような相当な算措置もとっているわけでありますから、それを軌道に乗せる上からいっても、そういう事前の話、その配転計画についての協力というものについては、十分努力を払つていけるというふうに考えております。

○岡田(利)委員 石炭局長は、今までの労使の慣行が悪いと言っているわけですね。悪いということならば、これは変をなさなければならぬと思うのですよ。悪いとするならば変えなければならぬ。しかも至上命令で合理化をせねばならぬといい、労働者には気の毒であるけれども大量解雇もせねばならない、こういう矛盾があるわけなんですね。だから、今までの労使の慣行が悪いとすれば変えなければならないじやないか。そして至上命令である大量解雇も当然やむを得ないというならば、やはり労使間だけではこれは解決せぬわけです。ただ経営者が、苦しいからやめてくれ——これは経営者が苦しいといつても、これは問題がある。炭鉱の場合には、労使の間で解決できない要因を含んでいるのです。政府が合理化計画をやめて、千二百円の炭価の引き下げは中止をするというならば、話は変わってくる。そうであるならば労使だけにまかしておいてもいい。物価が上がるうと何しようか、とにかく合理化はやるんだ。だから、労使の中でもって解決できないわけですね。従来の慣行が悪いと言われるのだし、ここを何とか変えなければいかぬじやないか、ある程度向ぎを変える必要があるのでない

か、ここに問題なんですよ。これはも
し立法措置が気に食わないならば、法
律を作らぬでも、たとえば労使が協定
をしたら政府はこれの保障をしてやる
というような方法だつてありますよ。
おかしくはないですよ。だから単に石
炭局として、通産省としてただ經營者
に話をすると、そういうものを期待する
というのではなくして、行政措置なら
行政措置でもけつこうだし、何か具体
的にやっぱり対策といいますか措置を
しなければならぬのではないかと思う
のです。紛争を起こさないことを好む
わけですからね。紛争を起こさないで
合理化をやる、社会の期待にこたえて
炭鉱の合理化を進めていく、そして労
働者も安心して能率をどんどん上げ
る。それが能率を上げたら、四ヵ月後
なり五ヵ月後には首を切られてしま
う。ということであっては、これは
安定せぬわけです。ですからもう労使
の関係からはみ出しているわけです
よ。そこをやっぱり具体的に何らかの
措置を検討する必要があるのではないか
か、こう私は言っているわけです特別
の立法をする必要がないとするならば
それだけこうですが、そういう点につ
いてどうですか。

て問題を解決していくというふうに持つていく必要があるのじゃないかと、いうことを申し上げた次第であります。そういう現状では、法制的なものを考えるということはかえって弊害が出てくる。むしろそういう労使の現在の協議というものを、もっと血を通わせて、できるだけ懇談を重ねていくことが先決であろうというふうな見地から実は申し上げたわけであります。この点は政府としても、今後の行政指導にあたっては、もつときめのこまかいやり方を考えなければならないという見地から申し上げておるわけであります。その点は多少表現が不適当なところはおわびをいたす次第であります。

問題に発展しておると思うのです。これからがむづかしいところなんですね。今までこういうある程度の膨張もあつたでしようからここまできましたけれども、企業内容の悪いものはこれは三倍もやらなければならぬ。よくても、昭和四十三年度くらいのことを考えて、四十年以降のことを考えて、今から合理化をやっております。これでは果てしないですね。そうなつて参りますと、これはどうしても紛争が起きますよ。こういう点について一つ十分に検討してもらいたいと思うのです。それで、雇用の問題については、合理化法の本格的な審議の中であらためて御質問したいと思いますから、きょうはこれで終わっておきます。

を一体どうして移転なり、次の生活の道を立ててやるか、これについて中小企業庁ではどういうようにお考えであるか、お聞かせ願いたい。

○影山説明員 お答え申し上げます。商店街の振興につきましては、たゞいまお話のございましたように、産炭地域そのものの振興によりましてその地域の所得を増加いたしまして、消費購買力を増加していくことが根本的な問題なんありますけれども、さしあたりまして、その産炭地域として衰退していく地方の商店街をいかにしていくかということは、非常にむずかしい問題でございます。商店街そのものの振興の方策といたしましては、いろいろ金融方面であるとか、あるいは共同施設の増加であるとかいろいろな一般的な制度はあるわけでございますけれども、個々の具体的な商店街につきましてどういうふうにそれをしてあげたらしいかということにつきまして、具体的に物事を考えていかなければなりませんので、それに対しましては、中小企業庁とそれから各都道府県の方で中心になりましたして、企業の診断制度というものがあるわけであります。それはちょうどお医者様のように、この病人はどういうところが工合が悪いのかということを診断いたしまども、それを活用いたしまして、産炭地域の商店街診断というのも非常に盛んにやっております。だからそのところをまず診断をいたしまして、この商店街はどういうふうな方向にいったらいいのかということから始めていか

なければならぬというふうに考えておるわけでござります。
○多賀谷委員 産炭地域の振興によつて、購買力の維持ができればけつこうですよ。産炭地域の振興では、とても現状の維持は不可能です。ただそれをどの程度、最小限度に疲弊をとどめるかというにすぎない。幾らさか立ちしたって、できっこないですよ。ましてや、この微々たる法案と予算ではできない。ですから労働力の移動もさすがに、それから地域の振興もはかるし、いろいろな方法を講じて何とか円滑にいきたい、こういふんです。購買力の維持ができるれば、それは企業の診断もけつこうですが、問題はそんななまやさしいことじゃないです。店舗付住宅があるでしょう。半分くらいあいていいという事情ですよ。それも建てたのが二、三十年前ですよ。こういう事情に今なつてゐるわけです。その地域は、炭鉱とともにどこかへ集団的に商店街を移したが赤字だ、こういうんです。本来ならば、早く移動さした方がいいわけですね。赤字の累積がないわけです。ところが、今のところは、ジリ貧にいつておる。ですから、企業の診断なんといふことは店の飾りをこういうふうにしたがどうも君のところは思わしくないからこういうようにやつたらどうか、あるいは店の飾りをこういうふうにしたらいいとか、帳簿のつけ方をどうしたらとかいう問題ぢやないと思う。要するに、炭鉱離職者と一緒に町全体をどこに移動させなければならぬという状態です、はつきり言つならば。一体こ

れをどうやるか。土地の値段なんか全く別問題でありますと上がりつつありますけれども、土地の値段はどんどん下がる。家はどんどん安くなる、こういう状態ですよ。ですから、炭鉱離職者臨時措置法があるならば、商店についても何らかあなたの方において考えられてしまうべきではないか。少なくとも産炭地域振興が今日政治の日程に上って論議をされて、さらに事業団までできるという中で、中小企業庁は私は怠慢じゃないかと思うのです。少なからずあなたのような答弁では、これは全く実情を知らぬと同じですよ。産炭地域の振興、それはけっこうです。振興とともにその店舗を維持することはできますけれども、実情はそういう都市が、一万五千くらいになろうとしているのですよ。そういう商店を幾らやっておっても、購買力がないんです。全く悲惨そのものです。もう八時を越えますと、おもな繁華街が全部店をしまうという状態です。一体どういう対策を政府は立てておるのか、立てようとしておるのか、これをお聞かせ願いたい。

したような広い意味の診断も必要でござりますし、移転対策等につきましても、正直申しまして、これから石炭局あたりとも相談いたしまして検討させてもらいまして、適切な措置をとっていきたいというふうに考えております。

○多賀谷委員 例の台風常襲地帯はどうにもならないから町、村を移転しよう、あれと同じですよ。中小の商店街が非常に困っておる。ですから、これは早急に対策を立ててもらいたい。そうしないと、これがだんだん財産を食いつぶし、しかもこの財産は売れるとしても売れないのです。ですから店の価値というものがなくなる、こういう状態です。今まで担保に入れておったけれども、その担保価値がなくなつていくのです。ですから店はどんどんあしていく、どうにもならぬ。本来ならばその担保を競売に付したら、若干手元に残るというのが常態でしょけれども、そういう状態でないですね。ですから、どうしても資金の面において特別な配慮をしてやらなければならない、かように考えるわけです。これについて早急に一つ対策を立ててもらいたい。石炭局長の方からも何らか答弁を願いたい。

○今井(博)政府委員 ただいまの問題は、これは単に商店の経営を改善するとかいう問題ではなくて、むしろ根本的な問題であります。これは私見になりますが、山田市あたりで適當な事業が見つかれば別でございますが、なかなかそういうことも困難であるというような場合には、やはり、現在非常に予算が少ないということでおしかりを

受けましたが、産炭地振興事業団の機能を一つ活用する、あるいは雇用奨励金制度というものを活用する、あるいは住宅確保奨励金制度というものをうまく活用する、あるいは開発銀行の機能を活用する、そこへ持つていて、その場合に中小公庫の金融措置といふ業誘致なり、あるいは炭鉱会社がそういう関連事業を起こしてもいいと思いまます。そういうことで、そういうところに焦点を合わせて、乏しいながらもあらゆる施策を集中してやってみるという企画を持たなければならぬ。そういう企画を、われわれも一つ研究してみますけれども、やはり現地自体においても、そういう何かいい計画を真剣に考えていただいて、中小公庫の金融措置もそういうものに関連して応援していくということになると、私は一商店街だけの問題じゃないと思いますから、根本的な体質改善、体力回復といふものはできないのかな? と思いまます、実は私見にわたって恐縮ですが、そう思つておりますと、政府の施策は非常に不十分ではござりますが、この施策ができるだけ焦点を合わせて集中してやってみると、いう検討を急速に進めてみたいと思っておりまして、この点は一つ現地の実情に明るい多賀谷先生からもアドバイスをぜひとも得たいと思っておる次第でございます。

よ。そうでしょう。現実は、五千人か四千名を雇用する工場を誘致するなんといつても、これは莫大な資金がかかります。そこで、炭鉱のようないくつかの工場が、この街に雇用吸收率がよくない一般的の産業は—ですから、それは産炭地振興をどんどんやらなければならぬけれども、商店街は購買力を対象として繁榮策をしておるのですから、どう考えてみれば過剰になることはわかつておるわけですね。ですから、私は、炭鉱離職者臨時措置法があるように、商店街は、法律が適当であるかどうかわからぬとしても、特別の措置をとって、移転をしたい者は移転をさせてやるというような状態にしていかないと、商店街の場合は困るのではないか。私は、工場の場合とは別だとと思うのです。生産工場はなるべくきてもらわなければいけないから、生産工場については、産炭地振興と同時に体质を改善してやる、体力をつけてやる、そして大きくなしてやらなければならぬと思う。しかし、購買力を相手としている商店街については、もうすでにものすごく過剰の状態で、疲弊をして倒産寸前に至るようになります。この点や倒産をするわけですから、私は、早く手を打つてやる必要があるのではないか、こういうふうに考えるわけです。この点や倒産の状態で、個人たちが希望するならばそれをなるべく分散する。こういうことも必要でないかと思うのです。そのためには、商店街も、過剰な分については、振興策は振興策でどんどん進めると同時に、商店街も、過剰な分については、

やはり資金というものが一番肝心ではないか。ですから、資金については特別の措置をしてやる必要があるのでないか、こういうように考えるわけですか。一つ中小企業庁の方からもう一度答弁願いたいと思います。

○影山説明員 商店街の疲弊に対しまして、これを適当なところに分散させねばならぬ、移転させる対策につきましては、先ほど石炭局長から御答弁がございましたように、よく総合対策として検討したいと思います。それで、移転に必要な資金につきましては、商工中金ともござりますし、また中小企業金融公庫もござりますし、国民金融公庫もございまして、その計画に従いまして適切な措置をとっていきたいと考えております。

○多賀谷委員 私は、従来の制度ではうまくいかないというのです。ですから、従来の制度をかえて特別な措置をしてもらいたい。従来の制度でいくつならば、何もあなたをここへ呼んで質問することは要らないわけです。金利とかその他の面で、現在の制度ではなかなかうまくいかないのだ、こういうことを言っておるわけです。うまいから困つておる商店が今、かつての売り上げを維持し、それから日々益金を出しておるような状態はないわけです。ですから、これを早急に十分調査をして、総合的な対策を立ててもらいたい、こういうように思ふわけです。

○影山説明員 お答え申し上げます。いずれにしましても、実態の調査をよくいたしまして、それに応じて適切な対策を至急打っていきたいと考えておりますので、御了承願います。

○多賀谷委員 では、次に職安局長にお尋ねしますが、離職者が一人出ますと大体どのくらい費用がかかりますか。

○三治政委員 今そういう資料を持っておりませんが、大体失業保険が平均しまして現在のところ五・五カ月以上になりますと、それが平均して六カ月以上になります。それと、それから今一度の援護措置で雇用奨励金を利用することによって、離職者が再就職して安定するまでに一人当たりおそらく七、八十万円、正確なことは申し上げかねますが、予算措置だけでもそれくらいかかるのではないかというように考えておられます。

○多賀谷委員 大体緊急就労に従事するだけでも、年間、千二百五十円といつたしますと、三百日かけても三十七、八万要るわけです。ですから、いろいろな問題でやはり一人五十万円くらい一年間に要るのじゃないか。これがずっと継続しますと、相当の金額にならぬのではないか。そこで石炭局長にお尋ねをするわけですが、他の鉱工業、すなわち石炭以外の鉱工業の振興もされることながら、石炭鉱業を安定させ工場吸収する。もう少し言いますと、深部開発をしたらどうか。スクランプにならぬような炭鉱は別にして、新しいビルードの方式で、しかも炭鉱労働者を雇用する、こういう方式はないものだらうか、そういう経済的なことが考えられないかどうか、これをお尋ねいたしたいと思うのです。とにかく、一人離職者を出

すと年間五十万円要るわけです。そ
ことを考へると、私は制度として考
られるものがあるのじゃないかと思
のです。しかも、あなたの言われる金
理化の線に従つて高能率の炭鉱がで
るのでないか。問題は私は資金だ
と思う。ペイするかどうかというのは、
のが考えられてしかるべきではな
か。私が今申し上げたいのは、直方地
区における深部開発、これは大体千四
百名くらい使うわけです。千四百名を
らい雇用することができるとするなら
ば、これを五十億かかるとしたしま
ても、失業事業の観点と総合的に見
ると、国の政策としては、むしろ深部
開発をやつた方がいいじゃないか、こ
ういうように私は考えるわけです。こ
れについてどういうようにお考へでも
るか、お聞かせ願いたい。

に深部開発に助成手段としてとった場合にどうなるかという計算は、確かにここで検討してみる必要があるのではないか。たとえば送電線を考えました場合も、発電所を考えます場合も、年々赤字補給みたいな、あるいは単に現状維持的な金を出すよりは、施設で金を出して、それでソロバンがとれる、恒久的態勢が維持できるといふことが、これは結局長い目で見てプラスだという見地から、産炭地発電とか、そういう問題を取り上げて議論論じておるわけですから、それと同じようないい見地から一ぺん一つ試算をしてみたいと思います。ただ、現状では、たとえば現在の近代化資金制度あるいは開発銀行の融資をさらに大幅に拡大するというふうなことをやってみても、ソロバンに乗らぬという、そういう数字が出ておりますので、もう少しうきをえた方法で試算は一ぺんしてみたいと思っております。

の炭鉱のかなりの協力が要ると私は思うのです。労働者の場合でも、現在おる離職者が必ずしも新しい炭鉱に適合するかどうかは若干問題がありますから、付近の各炭鉱のいろいろな協力が必要ではないかと私は思います、何にしても、かつて試算されたといわれております内容も私たちは仄聞しておりますけれども、第一、能率の点においても、その試算をされた當時よりも現在は飛躍的に高い能率が現実において考えられておる。ですから、こういった点もやはり検討が必要でしよう。それから金利の面についてもそうです、その他の面についても、もう少し現時点に立って総合的な判断で考え方されるならば、いくのではないか、私はこういう気持を持つわけです。今千四百名から五千五百名の人々を吸収するといいますと、炭鉱以外の工場といいますと、なかなか大へんな企業であります。ですから、これらも十分考えていただきたい。これはさらに石炭問題の基本的な問題と一緒に論議したいと思いますけれども、ただ産炭地振興の意味においても考えてもらいたい、こういうように考えるわけです。

いだらうと思う。なぜかと言うと、この縁故就職の大部分は炭鉱に就職しているわけです。現在確かに中小炭鉱においては鉱員募集をしているところもある。しかし、今炭鉱で離職した人は、そういう不安定な中小炭鉱に行こうとしない。ですから、この数字は、先ほど岡田さんが指摘しましたように、閉山とか大量解雇が予想外に出てくるという要因のほかに、こういう期待が持てないのでないか、従来のような数字ではないのではないか。

ですから、むしろあなたの方の御危介になる、と言つてはおかしいのですが、いわゆる政策の対象になつてくる労働者として現われてくるのではないかと思うのですが、それはどういう見通しでありますか。

に具体的な現われ方については、まだ
ちょっと見通しはつきかねますが、わ
れわれの方で予定しておりますが、昨年
十二月末の数字も、やはり四万九千人
程度というふうに予定しておったの
が、昨年末現在では四万五千人程度に
減って、約四千人ぐらい予定の数字よ
り減っております。滞留者が昨年末
で四万五千人くらい、約四千人減って
おります。従いまして、資金計画と
か生産計画のようには確かなものでは
ございません。これはおもに一つの動
きとして、従来の線でいくならばとい
う前提の数字になっておりまして、こ
の三月末の状況と、先ほど岡田先生か
ら御質問があったように、企業の合理
化計画というようなものと見合いで、さ
らに配転計画も私ども業界等を指導し
てやつて参らせながら、この数字は実
質上はもつとコンクリートなものを見
く見通しとして作りたいというふうに
考えております。先生のおっしゃるよ
うなこともあるいは出るかもわかりま
せんが、その点についてはいま少し状
況を見て、この数字は再検討してみた
いというふうに考えております。

また一年でやめなければならぬかもしれない。その不安定な炭鉱は、働きに行つても賃金をくれないかも知れぬ、こういういう情勢ですから、私は今までの数字をそのまま移した状態では政策として十分でないぢやないか、こういう気持を持つものです。これについては一つ十分検討をしてもらいたい、これを願いたいと思います。午前中はこの程度にしておきたいと思います。

○有田委員長 それでは、本会議散会後再開することとし、暫時休憩いたします。

午後一時十三分休憩

午後三時三分開議

○有田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、参考人の出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

ただいま本委員会において審査中の、内閣提出、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案、勝間田清一君外二名提出、石炭鉱業安定法案及び炭鉱労働者の雇用安定に関する臨時措置法案審査のため、参考人の出頭を認め、意見を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○有田委員長 御異議なしと認めます。よって、さように決しました。

なお、参考人の出頭の日時、人選等につきましては、委員長に御一任願いいたしますが、御異議ありませんか。

かに金に換算することはできませんで、これはなかなか背負っておられますから、これはなかなかしょうけれども、私はそういういた面は、本来とは言いませんが、企業がある程度以上に集中した場合においては、むしろ企業の利益よりも社会的負担の方が多い、こういう場合が相当多いのではないか、こう思うわけです。それからさらに個人に転嫁されておる場合、交通難の問題はその優たるものですが、それは個人の負担になつておる。ですからやはりフランス等で産業転換をはかる、こういうものの考え方が必要な面が、日本にも出てきただけないか、こう思うわけです。それは、すでにある企業のごときははずから分散をしていく、こういうところもあります。しかし大体原料を国内に求めなくなつてから、この輸送関係において、どこの地点に原料を運んでも同じだというので、どうしても消費地へ消費地へと集まる傾向がある。首をかしげられておりますが、どうでしよう。現実に今鉄鋼にしましても、みんな消費地に集まつておるわけです。かつて八幡製鉄は、中国の鉄鉱石と筑豊の原燃料炭で発足したわけですが、現在どうかといふと、やはり消費地へと集まりつつある。それは戸畠の高炉の建設が終われば、あれで一段落してみんな東へ東へと行くわけです。ですからこういうことは、私は私企業の立場からいえばやむを得ない、かように考えますが、しかし過度集中する場合においては、そこに公的な規制が必要ではないかと思うのです。そこで工場配置法というようなものが考えられたり、あるいはパリにある工場を分散するというようなものが考えられたりするのでは

都市として適正規模があるのじゃないか。これを画一的にただ人口とかその他できめることはなかなかできないが、そういう感じがあるわけです。これに対して大臣はどういうようにお考へであるのか、分散方式あるいは過度集中を防止するという考え方があるのかないのか、ただ現在集中しつつある状態に対応するようないろいろな施設をしていくという態度であるのか、これをお聞かせ願いたいと思います。

○佐藤国務大臣 これは基本的にはいろいろなやり方があると思います。非常に統制的な力を加えるということとも一つの行き方でございましょう。しかし、一面自然的な条件というか、一つの制約があるのでござります。ということは、まず第一に、工場を幾ら集めると申しましても、地域的にそれを全部吸収はできないであります。あるいは立地条件ということとではしばしばいっておる土地あるいは水というようなことは、必ず条件の中に入ると思います。もう一つは、やはり港といいますか、交通というか、これも立地条件の一つだと思います。ことにこれから先の産業が、原材料の輸送は大きな船でなければだめだ、もう十万トンとかいうことになりますと、十万トンの船ができるも、十万トンの船が停泊する港というものは至るところにあるわけではございません。これは油ついですぐそういうことが考えられます、が、油ばかりではない。鉄鉱石しかり、石炭においてしかり、またその他の原

まるでなくわかるわけです。また騒ぎを避けるを得ない。大きな発電所を作り、三十五万キロワットあるいは五十五万キロワットというようなものを据つけるとなると、非常に強固な地盤がなければいかぬでありましょう。そういうことを考えると、そういう条件は至るところに実はあるわけでございましょう。この条件を克服して——採算性がない、かよう見たら、そこに工場は絶対に来ないわけです。そういうものを利用するのがあり、そうしてまだ未開発だが、そういうものが開発されれば、それだけの工場が来ても十分生産を続けることができるとなると、これはやっぱり来るだらうと思います。そういう自然的条件を政府が一応策定して、これはオーバーだ、こう言って切ることは、私はいかがかと思ひます。私どもの大体の建前から申せば、たゞいま申し上げるような自然的条件があるのだから、その自然的条件の範囲内において工場も集中するだらう、それを越しては集中のしようがない。極端な話をすれば、土地がないのにどうしようと工場が来ますかということになります。それでも水がなければはどうしようもないじゃないかということで、こらが自由経済のあり方といいますか、一つの行き方だと思います。しかし私どもが、なるほどそういうことがあって、自然的な条件で制約は受け考えると、積極的に工場の分散が必要だらう、そういうことを考えますることながら、やはり地方と都市との格差、これを是正するということを考えると、自然の成り行きにまかすのもさることながら、やはり地方と都市と

し、あるいはまた企業間の格差などなくするということを考えれば、そういう意味の行政的な指導、工夫といるものが必要だらうと思います。だから比較の問題じやない。都市交通が生産と消費が近接しておる、それは有利だと申しますが、有利な条件を利用し得るものは一つの限度がある。そうすると、少々不便だが、その他の場所を選ばざるを得ない。あるいはまたその場合に、国内の消費地と生産地を結ぶ交通が整備されれば、これはよほど変わつくるわけでござります。そういう意味のことが順次行なわれる。現に、生産に関係することじやございませんが、たとえば保険会社の調査室と、いうようなものの、膨大なものを都市のまん中に持つ必要はないじやないか。だから、たとえば第一生命が小田原へ本店を移すというようなことも、それはそういう意味では役立つわけですね。これは経済の原則から見て、その調査資料や何かを、非常に高騰している地代のそういう場所にそういう倉庫を持つ必要はない。これは政府が移りなさいと言うまでもなく、みずから進んで移している。産業自身もそりあつてしかるべきじゃないかと思ひます。ただ新しい工夫がなかなかない。石炭を掘り出したら、もう万劫末代まで石炭山で終始するのだ、大へんりつぱでござりますが、ときには新たな方向で新天地を開拓してもらいたいというようなことを考えますが、ちょうど都市でも同様なことがいえると思いまわっていく。自由経済のもとでも、こ

れは自然の条件のもとに整理されるものと、かのように私は思います。一体幾らが過度なのか、東京などは今非常に膨大な都市であり、また大阪にしてもあるいは名古屋にしても、すでにそぞういう様相を来たしているのです。これは主として交通の面から来ているようですね。港が十分でないと、これは幾らそういうことをやつても、思うようにはいかないのではないか。今盛んに埋立工事があり、東京湾の湾岸、ことに横浜方面に向かっては、もうすでに工場が縮比している。だから今度は千葉海岸だということで、千葉方面が今開拓されている。これなどは明らかに、ただいま申す土地の条件に限度があるということだと思います。それから今度は千葉の方の海岸になりますと、順次水だとかるいはその他の点で制約を受けざるを得ない、こんなことになるのじゃないか、こういう感じがいたします。

防止の法案を作るのだ、これは法案と
いうことを言っている。こういうもの
の考え方があるて、そうして総合的に
この産業都市に対する体系が政府自体
としてはあるのだ、われわれはこうい
う理解をしておったわけですが、何か
大臣の答弁によりますと、わかつたよ
うなわからないような、方向のわから
ないような答弁をなさっておられます
けれども、もちろんと、しかも本会
議で、国務大臣の一人が答弁をされて
おるのです。その前にはあなたが答弁
をなさったのですね、ほかのことと。
ですから、われわれが考えるのは、過
大都市の集中を緩和していくとい
う大きな法案が出て、それに新産業
都市建設とか、あるいは低開発地域と
か、あるいは疲弊した産炭地域の振興
法案とか、こういうものが体系づけら
れておるのだと、こう理解したのです
が、違いますか。

うものがでてくるでしょう。これはここでいかぬと言うわけにいかぬと思っています。そういうものはないだろうと思ひます。いかがですか。

○多賀谷委員 総理もやはりその新産業都市建設促進法の質問に対しても、人口の集中の防止と同時に低開発地域の開発ということをおっしゃつておる。それに統して藤山企画府長官は「東京その他過大都市の防止について、この法案に規定がないじゃないか」ということでござりますが、この問題は各方面重要な問題でございまして、この法の中には規定をいたしておりませんけれども、別の法体系によりまして、今日、過大化防止の方法を進めるに効果をいたしておるでございまして、その点は皆さん方の御了承をいただけたことだと思います。」こう答えておるのですよ。ですから今の工場立地調査とは考え方方が違うのですよ。しかも委員会で単に質問したということでなくして、本会議で堂々藤山さんの方から答弁されておるわけですからね。

私の想像でございまして、そういううちはさう申し上げるようにはきり申し上げません。だ耳に入つてはおりません。

○多賀谷委員 企画庁長官だけじゃないのです。建設大臣も言っておるのでありますよ。建設大臣は続いて次のように答弁しております。「首都圏の既成市街地——東京及び川崎等の既成市街地につきましては、すでに工場、学校等の新設に関する抑制の法律を作りましたて、実施中でございます。」この法律と申しますのは、おかしいので、条例か何かだらうと思いますが、「さらに、今国会におきまして、この抑制のワクをもつて、実施いたしたい、かような立法措置を講ずるようになつたと目下考えておるわけでございまして、この新産業都市建設と関連をいたしました大都市地域、人口の過度の集中を憂えられておるような地域につきましては、この法律そのものとは別の角度で考慮すべきものではないか。私ども、企画庁長官と同じように考えておるような次第でござります。」こう言つておるのですが。

申しましても、実際にはそう簡単にはいかないと思います。

○多賀谷委員 簡単にいかないことには、事実問題としてはわかりますが、しかし建設大臣もこの法律、すなわち新産業都市建設促進法とは別の角度で考慮すべきものではないか、私どもも企画庁長官と同じように考えておる次第であります。こう言っておるわけですからね。このものの考え方はあるんじゃないですか。しかも産業担当の大臣が知らないというのは、おかしいのですね。企画庁長官も建設大臣も同じ考え方を持っておられるようですが、

持つていただきたい、こういうことだぞ」といいます。本来いろいろの議論があると思いますが、それはもう少し具體化したら思想の統一もできるでありますから、構想の途上においていろいろな大臣の間に意見が違つても、ちつとも差しつかえないと私自身は思っております。今の都市を制限する、かたうに申しますけれども、都市の使い方によってはまだ使える。第一あんな平面的な土地の使い方をしないで、もっと立体的な構想による使い方をすれば、まだ工場の入るというか産業の興る余地は多分にあると思います。ですから、ただ単に形の上で人口が一千万人になったから、あるいは五百万人になつたからというだけでは、そういう問題は解決しない。だから産業に必要な条件を満たしているかどうか、また行政的あるいは社会的投资によつてその要求にこたえ得るかどうか、こういうことを十分考へる必要があるのでないか。私はむしろその方を積極的に考へるというのにまだ未定稿の状況でございますから、御批判はいかがようでもしていただきたいと思いますが、そういうことが言い得るのではないかと思います。

スになるかという研究すら行なわれておる。ですから、こういったことが的確に数字が出るわけではありませんが、ものの考え方としては、科学的に調査をする必要があると思う。今藤山企画庁長官並びに建設大臣の人口集中の防止というのは、やはりそういう点じゃないか。これは別の法案で考えるべきだというのですから、若干大臣の考え方とは違うのではないか。こう考えるわけです。しかしこれは論議をしておりましても、産炭地域が振興するわけではありませんから、一応この程度にとどめておきますが、やはり政府は、思いつきでなしに、新産業都市建設促進法を出されるならば、その全体的構想を発表される時期がきているのではないか。単に部分的なものを出して、あるいは後に総合的に描かれるのかもしれません、私どもは、やはり総合的に初めから企画して、そうしてそれが法律になって現れてくることが必要ではないか、こういうように考えるわけです。

そこで、まずこの産炭地域振興事業団で大体どのくらいの雇用増を行なう計画なのか、そして産炭地域振興法は時限立法ですから、一体どういうふうにしようとしているのか、これをお聞かせ願いたいのです。それはイギリスでも炭鉱地帯に対し工場配置法ができてから、ちょうど七百八十八工場が誘致されており、十七万人の人口を収容している。これは例のILOの石炭委員会に公表されたものですが、こ

ういうように非常に集中的に、精力的に行なわれている。ところが今の事業団発足にあたって、御苦労はわかるけれども、どうもこれでは事業団を作っ

たというだけにすぎない。そうして一休どのくらい新しい工場が考えられるのか、そういう基礎データもない。こ

れは地元の不熱心さもあります。また見通しのつかない点もありますが、一

べきだといいます。

○佐藤國務大臣 一応事業団法を提案

いたしますに際して、事務当局で作つた資料がありますので、一通り事務當局から説明させます。

○今井(博)政府委員 今後の雇用吸

収計画なり企業誘致計画、これは御指摘の通り全体としてはでき上がつております。

○多賀谷委員 一千人程度の雇用吸

収問題を通じまして、非常に大き

い数目でござりますが、従来の鉱害復旧事業

から、私は事業団の仕事がうんとあるこ

とがいいのか、ない方がいいのか、いろいろそこにも迷いがあります。言いま

えますならば、石炭産業自身がみず

からの方力というか、国の方と合わせて

安定的な方向へ進むならば、事業団は

大して働くかもいいということです。

○佐藤國務大臣 今一通り御説明いたしましたが、なかなか御納得がいかないだろと思います。ことに事業団がスタートするという際でござりますか

つかましても、一日当たり延べ二千人から二千五百

人程度の雇用の吸収には役立ち得る

のではないか、こう考えております。

○多賀谷委員 一千人から二千五百人

も、土地造成だけで人を使えますか。

○今井(博)政府委員 土地造成ではそ

れほどに参りません。しかし、融資の

関係で離職者の吸収というものを一つ

算をいたしております。これは過去に

おける鉱害復旧事業の雇用の吸収と

いたしてあります。これは過去に

の経過において、最初われわれが話し

合つておりましたのはあまりに長文に

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

私は全面的とは言いませんけれども、何が必要かと言えば土地と水ですよ。ことに土地は割合に早く建設が完了いたしました。ところがダムの方は、着工いたしましてからもすぐに間に合うという状態にはありません。ですから水を先にやるべきだと私は思うわけです。少なくとも同時にやるべきではないか、調査費も今まで産炭地振興でつけたではないか、だからその程度の中河川の一部をせきとめて行なうダムは、ぜひ一つ産炭地事業団でやつてもいいたい、こう考へるわけですが、これはもう大臣からでないと、局長に答弁を求めてもなかなか困難な問題のようですが、どうでしょうか。

○佐藤國務大臣 なかなか水の問題は所管省との関係で調整ができないで、今回はこの法律を出したわけでござります。ところで私、建設省関係といろいろ相談をしておるわけでございますが、調査が完了し、取り上げるという事柄については、建設省当局も十分理解を持っておりまして、やる場所が事業団であろうがなからうが、十分建設省も好意のある処置をとらうということでは進んできておりまますから、ただいまのようないい点が産炭地振興を来たす、こういう事態が起これば、もちろん私の方も建設省よく相談をいたしまして、問題の解決をはかっていく、こういう考え方であります。建設省の政務次官も見えておられますから、なおその点において御理解のある建設省の方針を一つ聞いて、ただければこうだと思います。

○多賀谷委員 それでは建設省の方かると考へておる次第であります。

谷委員の御質問でありますか、初めから聞かなかった関係上、あるいは当いたしましてからもすぐに間に合うと御承知のように、産炭地振興事業団のやる仕事につきましては、この第九条に示されてある通りございまして、こういう点から考えますると、通産省並びに建設省のいろいろなる相談の結果、あるいは土地造成、それから幹線道路の取りつけとかあるいは側溝の問題、または排水路の問題というようなものがその中に入つております。しかしながら、ただいま仰せの通り、ほんと

は、工業用は欠くべからざる要素であります。ところでも、この産炭地振興といふ事柄について、建設省当局も十分な気がそのままに、そういう点から考えまして、そういう点から考えて、いわゆる工業用水のダムを作り得ないというようなことは片手落ちじゃないか、魂が入っていないんじゃないのかというような御意見のようありますから、ただいま仰せの通り、ほんと

は、工業用は欠くべからざる要素であります。ところでも、この産炭地振興といふ事柄について、建設省当局も十分な気がそのままに、そういう点から考えまして、そういう点から考えて、いわゆる工業用水のダムを作り得ないというようなことは片手落ちじゃないか、魂が入っていないんじゃないのかというような御意見のようありますから、ただいま仰せの通り、ほんと

は、工業用は欠くべからざる要素であります。ところでも、この産炭地振興といふ事柄について、建設省当局も十分な気がそのままに、そういう点から考えまして、そういう点から考えて、いわゆる工業用水のダムを作り得ないというようなことは片手落ちじゃないか、魂が入っていないんじゃないのかというような御意見のようありますから、ただいま仰せの通り、ほんと

は、工業用は欠くべからざる要素であります。ところでも、この産炭地振興といふ事柄について、建設省当局も十分な気がそのままに、そういう点から考えまして、そういう点から考えて、いわゆる工業用水のダムを作り得ないというようなことは片手落ちじゃないか、魂が入っていないんじゃないのかというような御意見のようありますから、ただいま仰せの通り、ほんと

は、工業用は欠くべからざる要素であります。ところでも、この産炭地振興といふ事柄について、建設省当局も十分な気がそのままに、そういう点から考えまして、そういう点から考えて、いわゆる工業用水のダムを作り得ないというようなことは片手落ちじゃないか、魂が入っていないんじゃないのかというような御意見のようありますから、ただいま仰せの通り、ほんと

○木村(守)政府委員 ただいまの多賀得ない答弁になるかもしませんが、御了承願います。

御承知のように、産炭地振興事業団のやる仕事につきましては、この第十

九条に示されてある通りございまして、こういう点から考えますと、通産省並びに建設省のいろいろなる相談の結果、あるいは土地造成、それから幹線道路の取りつけとかあるいは側溝の問題、または排水路の問題といふ

うなものがその中に入つております。しかし

ながら、ただいま仰せの通り、ほんと

は、工業用は欠くべからざる要素であります。ところでも、この産炭地振興といふ事柄について、建設省当局も十分な気がそのままに、そういう点から考えまして、そういう点から考えて、いわゆる工業用水のダムを作り得

ないというようなことは片手落ちじゃないか、魂が入っていないんじゃないのかというような御意見のようありますから、ただいま仰せの通り、ほんと

は、工業用は欠くべからざる要素であります。ところでも、この産炭地振興といふ事柄について、建設省当局も十分な気がそのままに、そういう点から考えまして、そういう点から考えて、いわゆる工業用水のダムを作り得ないというようなことは片手落ちじゃないか、魂が入っていないんじゃないのかというような御意見のようありますから、ただいま仰せの通り、ほんと

は、工業用は欠くべからざる要素であります。ところでも、この産炭地振興といふ事柄について、建設省当局も十分な気がそのままに、そういう点から考えまして、そういう点から考えて、いわゆる工業用水のダムを作り得

ないというようなことは片手落ちじゃないか、魂が入っていないんじゃないのかというような御意見のようありますから、ただいま仰せの通り、ほんと

は、工業用は欠くべからざる要素であります。ところでも、この産炭地振興といふ事柄について、建設省当局も十分な気がそのままに、そういう点から考えまして、そういう点から考えて、いわゆる工業用水のダムを作り得

ないというようなことは片手落ちじゃないか、魂が入っていないんじゃないのかというような御意見のようありますから、ただいま仰せの通り、ほんと

は、工業用は欠くべからざる要素であります。ところでも、この産炭地振興といふ事柄について、建設省当局も十分な気がそのままに、そういう点から考えまして、そういう点から考えて、いわゆる工業用水のダムを作り得

ないというようなことは片手落ちじゃないか、魂が入っていないんじゃないのかというような御意見のようありますから、ただいま仰せの通り、ほんと

は、工業用は欠くべからざる要素であります。ところでも、この産炭地振興といふ事柄について、建設省当局も十分な気がそのままに、そういう点から考えまして、そういう点から考えて、いわゆる工業用水のダムを作り得

ないというようなことは片手落ちじゃないか、魂が入っていないんじゃないのかというような御意見のようありますから、ただいま仰せの通り、ほんと

は、工業用は欠くべからざる要素であります。ところでも、この産炭地振興といふ事柄について、建設省当局も十分な気がそのままに、そういう点から考えまして、そういう点から考えて、いわゆる工業用水のダムを作り得

ないというようなことは片手落ちじゃないか、魂が入っていないんじゃないのかというような御意見のようありますから、ただいま仰せの通り、ほんと

いう意味において私どもは皆様方の御要望を十分伺っておりますので、そういう立場に立って善処すべきじゃないか、かように私は思います。

○多賀谷委員 どうもまだ遠いお話をようにおっしゃいますけれども、現実に調査は三十七年度で完了するわけですね。三十八年度からは施行しなければならない。と申しますのは、もう調査を二、三年やつておるわけですね。そういうダムはあるわけです。ですから今からゆっくり調査をしようという問題じやなくて、もう施行にかかるなければならぬ問題の地域もある。ですからどちらの汽車に乗るかはつきりしてやらないと、事業主体としては困るわけですよ。それから当然地元負担が出てくるわけです。その地元負担の場合に、今疲弊しておる市町村へ負担をせよと言われましても、できない。こういう問題もからんできてるわけです。ですから、現状の保護世帯、あるいは失業対策事業に大わらわなどに、ダム建設ということまではちょっと手が回りかねるというのが実情ではないか。そうした場合に一体、これを放置することはできないが、だれがどうしてやってくれるのか、今までのようないある制度の補助率、あるいは地元負担の割合ではできないのではないか、かように考えるわけです。

○佐藤国務大臣 私の申すのも、非常に先のことだといふわけじゃなくて、今の筑豊の水道、工業用水確保のための調査、これが三十七年に完了する、こういう意味で、その処置をいかにす

るかという、それを関係各省で十分相談してきめましょう、そのように実は申し上げておるのであります。別に誤

解はないだろうと思いませんが……。いろいろむずかしい問題もあるうかと思いますが、よくお話を伺いましたので、そういう意味で一つ真剣に検討させていただきたいと思います。

○多賀谷委員 そういたしますと、調査が完了して、るべきだという結論が出たら、そこに時間的な空白がなくして施行ができるように、大臣の方で十分責任を持ってやられるわけですか。○佐藤国務大臣 その調査はおそらく通産省の予算でやっておることだと思いまますから、そうするとその後をいかに片づけるということになるのぢやないか、かよう思います。その関係者との連携を十分緊密にして、具体的に実行を見ない。現在の石炭の合理化の方向は、スクランプと、それからわざ日本経済の後進性を利用しての低賃金政策に尽きておるのじゃないかと思うのです。それから、深部開発を計画するならば、なるほど五十万トン年産出れば、あるいは六十万トン出れば、五十億円くらいはかかるでしょうけれども、千五百人くらい吸収するために離職者の対策といましても、ことしの程度の予算では、私は直ちに生業者を吸収するなどの状態にはならないと思うのです。それから産炭地におけるこの程度の予算では、私は直ちに生業者を吸収するためだけに決心のつきかねる場合もございります。これはあるとかないとかといふけれども、そういうようなものが十分見当がつき、そして採算に乗るといふことなら、それはあながち捨てるべき筋のものじゃない、かのように思います。ただそういう場合に、今具体的に期利資金というものが確保できるかどうか、そういうものをつぎ込んだらはっきりは申されませんが、特別な長期間の問題が出て、これは大体五十億円くらいになるんです。ですからこれをかけますから、その七億円の緊急就労といふことは、必ずしも経済効率がよくないのですから、その七億円の緊急就労となりますが、今一人労働者を解雇をして炭鉱離職者としてはうり出すと、緊急就労だけ例にとりましても、大体一日一千五百円かかる。そうすると、これを三百日にしても三十数万円、年間かかる。そこで、筑豊地域における深部開発の問題を真剣に考えてもらいたい。

○佐藤国務大臣 一案として、そういうふうにお考えですか。

○多賀谷委員 実はボーリングはなかなかことももちろん研究の対象に十分なりしてあるわけです。両炭鉱とも自分ですが、今一人労働者を解雇をして炭鉱離職者としてはうり出すと、緊急就労だけ例にとりましても、大体一日一千五百円かかる。そうすると、これを三百日にしても三十数万円、年間かかる。そこで、筑豊地域における深部開発の問題を真剣に考えてもらいたい。

○佐藤国務大臣 次に、私は産業振興について、けさも質問したわけですけれども、石炭の深部開発の問題を口では言られておるけれども、なかなかそれが日本経済の後進性を利用しての低賃金政策に尽きておるのじゃないかと思うのです。それから、深部開発を計画するならば、なるほど五十万トン年産出れば、あるいは六十万トン出れば、五十億円くらいはかかるでしょうけれども、千五百人くらい吸収するために離職者の対策といましても、ことしの程度の予算では、私は直ちに生業者を吸収するなどの状態にはならないと思うのです。それから産炭地におけるこの程度の予算では、私は直ちに生業者を吸収するためだけに決心のつきかねる場合もございります。これはあるとかないとかといふけれども、そういうようなものが十分見当がつき、そして採算に乗るといふことなら、それはあながち捨てるべき筋のものじゃない、かのように思います。ただそういう場合に、今具体的に期利資金というものが確保できるかどうか、そういうものをつぎ込んだらはっきりは申されませんが、特別な長期間の問題が出て、これは大体五十億円くらいになるんです。ですからこれをかけますから、その七億円の緊急就労となりますが、今一人労働者を解雇をして炭鉱離職者としてはうり出すと、緊急就労だけ例にとりましても、大体一日一千五百円かかる。そうすると、これを三百日にしても三十数万円、年間かかる。そこで、筑豊地域における深部開発の問題を真剣に考えてもらいたい。

○佐藤国務大臣 今から新規開発をして、新しいところに開発するというのは、もう金利の面に開発するといふのは、もう金利の面からできませんよ。私は率直に言うと、たとえば直方地区の三井あるいは住友の鉱区の開発ですね、これらを考えると、大体千五百人くらい収容できるというのです。そうして、それは弱く結んである原料炭である、こういう問題もある。そうすると、割合にその石炭は、政府のいわゆる合理化計画に沿う炭質であるし、そうして需要先もあるし、このコストも今のように高いコストではないのではないか。問題は、私はこの投資利子いかんによる、こういうように思うのです。そこで、利子を現在のままの利子で計画をしますと、私はなかなか困難ではないかと思うのですよ。利子コストがかなり高くなっています。そこで、少なくともこの地域の労働者の移動が円滑に行なわれないというならば、一つ深部開発を計画したらどうか。従来の既成概念ではなくて、新しい方式によってこれを開発すれば、あるいは六十万トン出れば、五十五億円くらいかかるでしょうけれども、千五百人くらい吸収するために離職者の対策といましても、ことしの程度の予算では、私は直ちに生業者を吸収するためだけに決心のつきかねる場合もございります。これはあるとかないとかといふけれども、そういうようなものが十分見当がつき、そして採算に乗るといふことなら、それはあながち捨てるべき筋のものじゃない、かのように思います。ただそういう場合に、今具体的に期利資金というものが確保できるかどうか、そういうものをつぎ込んだらはっきりは申されませんが、特別な長期間の問題が出て、これは大体五十億円くらいになるんです。ですからこれをかけますから、その七億円の緊急就労となりますが、今一人労働者を解雇をして炭鉱離職者としてはうり出すと、緊急就労だけ例にとりましても、大体一日一千五百円かかる。そうすると、これを三百日にしても三十数万円、年間かかる。そこで、筑豊地域における深部開発の問題を真剣に考えてもらいたい。

○佐藤国務大臣 今から新規開発をして、新しいところに開発するといふのは、もう金利の面からできませんよ。私は率直に言うと、たとえば直方地区の三井あるいは住友の鉱区の開発ですね、これらを考えると、大体千五百人くらい収容できるというのです。そうして、それは弱く結んである原料炭である、こういう問題もある。そうすると、割合にその石炭は、政府のいわゆる合理化計画に沿う炭質であるし、そうして需要先もあるし、このコストも今のように高いコストではないのではないか。問題は、私はこの投資利子いかんによる、こういうように思うのです。そこで、利子を現在のままの利子で計画をしますと、私はなかなか困難ではないかと思うのですよ。利子コストがかなり高くなっています。そこで、少なくともこの地域の労働者の移動が円滑に行なわれないというならば、一つ深部開発を計画したらどうか。従来の既成概念ではなくて、新しい方式によってこれを開発すれば、あるいは六十万トン出れば、五十五億円くらいかかるでしょうけれども、千五百人くらい吸収するために離職者の対策といましても、ことしの程度の予算では、私は直ちに生業者を吸収するためだけに決心のつきかねる場合もございります。これはあるとかないとかといふけれども、そういうようなものが十分見当がつき、そして採算に乗るといふことなら、それはあながち捨てるべき筋のものじゃない、かのように思います。ただそういう場合に、今具体的に期利資金というものが確保できるかどうか、そういうものをつぎ込んだらはっきりは申されませんが、特別な長期間の問題が出て、これは大体五十億円くらいになるんです。ですからこれをかけますから、その七億円の緊急就労となりますが、今一人労働者を解雇をして炭鉱離職者としてはうり出すと、緊急就労だけ例にとりましても、大体一日一千五百円かかる。そうすると、これを三百日にしても三十数万円、年間かかる。そこで、筑豊地域における深部開発の問題を真剣に考えてもらいたい。

○佐藤国務大臣 今から新規開発をして、新しいところに開発するといふのは、もう金利の面からできませんよ。私は率直に言うと、たとえば直方地区の三井あるいは住友の鉱区の開発ですね、これらを考えると、大体千五百人くらい収容できるというのです。そうして、それは弱く結んである原料炭である、こういう問題もある。そうすると、割合にその石炭は、政府のいわゆる合理化計画に沿う炭質であるし、そうして需要先もあるし、このコストも今のように高いコストではないのではないか。問題は、私はこの投資利子いかんによる、こういうように思うのです。そこで、利子を現在のままの利子で計画をしますと、私はなかなか困難ではないかと思うのですよ。利子コストがかなり高くなっています。そこで、少なくともこの地域の労働者の移動が円滑に行なわれないというならば、一つ深部開発を計画したらどうか。従来の既成概念ではなくて、新しい方式によってこれを開発すれば、あるいは六十万トン出れば、五十五億円くらいかかるでしょうけれども、千五百人くらい吸収するために離職者の対策といましても、ことしの程度の予算では、私は直ちに生業者を吸収するためだけに決心のつきかねる場合もございります。これはあるとかないとかといふけれども、そういうようなものが十分見当がつき、そして採算に乗るといふことなら、それはあながち捨てるべき筋のものじゃない、かのように思います。ただそういう場合に、今具体的に期利資金というものが確保できるかどうか、そういうものをつぎ込んだらはっきりは申されませんが、特別な長期間の問題が出て、これは大体五十億円くらいになるんです。ですからこれをかけますから、その七億円の緊急就労となりますが、今一人労働者を解雇をして炭鉱離職者としてはうり出すと、緊急就労だけ例にとりましても、大体一日一千五百円かかる。そうすると、これを三百日にしても三十数万円、年間かかる。そこで、筑豊地域における深部開発の問題を真剣に考えてもらいたい。

○佐藤国務大臣 今から新規開発をして、新しいところに開発するといふのは、もう金利の面からできませんよ。私は率直に言うと、たとえば直方地区の三井あるいは住友の鉱区の開発ですね、これらを考えると、大体千五百人くらい収容できるとい

合いはついているのです。反対はないわけです。そして用水の使用についても、かなり関係町村で話し合っていきます。そして具体的に進んでいくわけです。あとはどの事業体でやってもらえるかということが問題になっているわけです。そういうことですから、一般的な話のようにいろいろ支障があると、いうような状態ではありません。そして事業体さえはっきりして予算さえつけば早くできるわけです。こういうことでですから、ぜひ一つ促進を願いたい、こう思うわけです。

○木村(守)政府委員 ただいまの御質問であります。が、水利権の問題に解決をしておる、それから土地の補償問題も解決しておる。しかも調査も三十七

年で済むというような場合であります。しかもその土地でもって工業用水

あるいは灌漑用水等の必要があるとい

うことでありましたならば、これは実

際問題としてとりかかることができる

と考えます。ぜひともそういうふうに

いたしまして、地方の開発のために協

力いたしたいというような考え方を

持っております。

○多賀谷委員 大蔵省は見えておりま

すか。——実は産炭地域振興事業団法

案を最終的に審議しているわけです

が、問題は予算が五億円程度では、こ

れは全く微々たるものだ、こういよう

うに考えるわけです。問題は非常に緊

急性を要するわけです。低開発地域で

すと、それは必要だけれども、

現状より悪くなるという状態はない。

段階でもございまして、それにまた事

業を始めるという初年度でもございま

す。そういうところを勘案いたしま

して、この程度ということで、実は通

産省とお話ししましてきめました次第

でございます。

年度においてかなりの予算を地元民もわれわれも期待をしておったわけですが、かなり関係町村で話し合っていきます。そして具体的に進んでいくわけです。あとはどの事業体でやってもらえるかということが問題になっているわけです。そういうことですから、一般的な話のようにいろいろ支障があると、いうような状態ではありません。そして事業体さえはっきりして予算さえつけば早くできるわけです。こういうことでですから、ぜひ一つ促進を願いたい、こう思うわけです。

○木村(守)政府委員 ただいまの御質

問であります。が、水利権の問題に解決

をしておる、それから土地の補償問題

も解決しておる。しかも調査も三十七

年で済むというような場合であります。しかもその土地でもって工業用水

あるいは灌漑用水等の必要があるとい

うことでありましたならば、これは実

際問題としてとりかかることができる

と考えます。ぜひともそういうふうに

いたしまして、地方の開発のために協

力いたしたいというような考え方を

持っております。

○多賀谷委員 大蔵省は見えておりま

すか。——実は産炭地域振興事業団法

案を最終的に審議しているわけです

が、問題は予算が五億円程度では、こ

れは全く微々たるものだ、こういよう

うに考えるわけです。問題は非常に緊

急性を要するわけです。低開発地域で

すと、それは必要だけれども、

現状より悪くなるという状態はない。

段階でもございまして、それにまた事

業を始めるという初年度でもございま

す。そういうところを勘案いたしま

して、この程度ということで、実は通

産省とお話ししましてきめました次第

でございます。

○田代説明員 前もってお答えしてお

りますが、産炭地域振興事業団に対す

る一般会計の出資金は、お説の通り五

億円であります。そのほかに、資金運

用部から今後五億という融資

をするということになっております。

昭和三十七年三月二十七日印刷

昭和三十七年三月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局